

令和7年度第4回浦安市介護保険運営協議会議事録

1. 開催日時 令和8年1月20日（火） 午後1時15分～午後2時35分

2. 開催場所 浦安市文化会館3階 大会議室

3. 出席者

（委員） 櫻井委員（会長）、山田委員（副会長）、松浦委員、深川委員、高梨委員、高橋（哲）委員、笠井委員、山口委員、石川委員、助川委員、柴田委員、高橋（康）委員、浅井委員、北島委員

（事務局） 福祉部長、福祉部次長、高齢者福祉課長、高齢者包括支援課長、介護保険課長、中央地域包括支援センター所長、健康増進課長、浦安駅前地域包括支援センター所長、新浦安駅前地域包括支援センター所長、高洲地域包括支援センター所長、富岡地域包括支援センター所長、高齢者包括支援課職員、介護保険課職員、中央地域包括支援センター職員

4. 進行

1. 会長あいさつ

2. 議 題

（1） 令和8年度浦安市地域包括支援センター運営方針について

（2） 生活支援体制整備事業について

（3） 第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援事業委託追加事業所について

（4） その他

3. 閉 会

5. 会議経過

議題（1） 令和8年度浦安市地域包括支援センター運営方針について

事務局より資料に沿って説明。

委 員： 資料「浦安市地域包括支援センター運営方針（案）」の2ページ、2 基本的な事業実施方針、目標（1）市の地域包括ケアシステムの構築方針より「市直営の中央地域包括支援センターが担ってきた地域型業務を令和8年度より委託運営することとし」とあるが、委託することでどのように良くなるのか。

事務局： 市が直営で行う場合には、職員の人事異動の影響を受けるが、委託を行い社会福祉法人等に業務を任せることにより、専門職の安定的な配置が期待できる。また、そうすることにより、市の職員は基幹的な業務に専念できる体制を整える。

委員： 同じ箇所において、「地域包括支援センターサテライト」を既設の地域包括支援センターから遠方に位置する場所において引き続き実施していく」とあるが、今後増やしていく予定はあるか。また、場所の設定をどのように考えているのか。

事務局： 次年度におけるサテライトの開催場所については現在検討中である。それぞれの地域特性に合わせて高齢者の方々が足を運びやすい場所、例えば自治会集会所や老人クラブ会館などの選定を考えている。皆さんに来ていただけるよう、地域の民生委員や自治会の方々にも協力いただいて周知をしていく。また、設置箇所数を定めているものはないが、各地域包括支援センター及び支所が7箇所あり、その半径500メートル圏外の場所から選定をしており、令和7年度は11箇所、令和6年度は12箇所であった。

委員： サテライトの場所は利用者の状況によって柔軟に変えるということによいか。

事務局： その通りである。サテライトは各場所において月に1回2時間、職員が2名滞在している。予約は必要なく立ち寄っていただくかたちで、表にカフェボードや旗を置いて開催していることがわかるようにしている。

委員： 同じ箇所において、「市は基幹的な業務を担う部署を組織し」とあるが、新しい組織を作るのか、それとも既存の組織が担うのか。

事務局： 基幹的な業務を担う市の部署としては、まだ職員側にも公表されていないことから、介護保険運営協議会でのご報告も令和8年度になってからになると思われる。なお、当該部署においては、基幹型として、各地域包括支援センターの後方支援や高齢者虐待に関する対応、認知症施策の推進を中心的に総合的な業務を行うこととなる。

委員： 資料の6ページ、(6) 苦情対応において、「センターに対する苦情を受けた場合は、速やかに市に報告し、その内容及び対応等を記録し、市に提出する。」とあるが、実際の流れはどのようなになっているのか。

事務局： この「速やかに」という意味としては、苦情だととらえた段階で速やかにという意味となっており、市の方に苦情という形で連絡が入る場合もあるかもしれない事案も含めて、各センター長から一報が入る。センター或いは委託法人の中で対応ができる内容なのか、一旦、市の方で協議をした上で、どのような対応をするのかを考え方針を決めて対応をする。その一連の対応の区切りがついた段階で報告を上げていただいている。その報告が1回で終わる場合もあれば、継続して、さらに追加される場合もある。

議題（２）生活支援体制整備事業について

事務局より資料に沿って説明。

委員：生活支援コーディネーターにおける社会福祉協議会の人数体制と相談件数について教えていただきたい。

事務局：人数体制については、常勤職員が１人、週３回勤務の非常勤職員が３人となっている。相談件数は地域包括支援センターからのものや個人から直接のものを合わせて月に１０件程度である。

委員：資料２－２「生活支援コーディネーター（ＳＣ）とは」の中には、ゴミ出しや日中活動などについて、情報提供をしたり適切なサービスに繋がったりすると書いてあるが、介護保険では賄いきれない部分についての役割が月に１０件程度の相談ということなのか。

事務局：本当は困りごとなどがたくさんあると思うが、ちょっとした困りごとをどこに相談していいのかわからないという声を多く聞いている。そういったことを受けて周知のためにクリアファイルを作成して、地域に出向いて相談していいことを伝えながら、これから相談件数を増やしていきたいと考えている。

委員：介護保険やサービスではできないようなちょっとした困りごとについて、ボランティア連絡協議会に登録している団体や個人のボランティアに活動してもらえるように打診することはあるのか。ボランティアをされる人も高齢化してきており会員減少の課題もあるが、ちょっとした人の助けになりたいと思ってボランティアをされる方が多いので、そういう方の力も借りられたら良いのではないかと思う。

事務局：実際に個人ボランティアに活動してもらうことはあるが、ボランティアの登録の段階で説明をしているわけではないため少数である。

委員：生活支援コーディネーターになるためには資格が必要か。

事務局：特には必要ないが、社会福祉士の資格があると相手の立場に立って話を聞くことができるため望ましいとしている。

委員：生活支援コーディネーターは情報提供をする役割であることを理解した。困りごとがある人と社会貢献をしたい人のマッチングだと捉えている。

事務局： やはり生活支援コーディネーターの大きな役割として、生活に困っている方に社会資源と呼ばれる方の支援をつなぐというところが大きな役割の1つになっている中で、皆様からの地域情報であったり、個々に聞いた困りごとなどの細かい情報提供が、生活支援コーディネーターの活動のみ源になっており、その皆様の情報から支援のカードの選択肢が増えたり、今は見えていない地域のニーズというのが可視化されるということもありますので、細かな地域情報でも生活支援コーディネーターや社会福祉協議会に情報を寄せいただきたい。

委員： 【資料2-4】に記載のある「つなぐテラス」の立ち上げに携わった際、気の合う仲間と話をしたり活動をしたりする場を作りたいことについて、生活支援コーディネーターに伝え社会福祉協議会で話をしたところ、地域包括支援センターにも入っていただき、公民館とタイアップをして形となった。認知症の方や車椅子の方も来てくださっているという話も聞く。この他にも、マルシェをやっているとか、こんなこともしているとかの情報提供をいただくことで、自分たちができることの選択肢が広がったように思う。

委員： なかなかハードルは高いと思うが、地域資源として中学校や小学校が解放されれば、そこに行けば誰かがいて話ができ集まれる場所になると思う。

委員： ちょっとした困りごとがあった時には、具体的にどのように派遣していただけるのか教えていただきたい。

事務局： お助け隊というものが地区単位で活動しているため、地域によって全て紹介できるわけではないが、電話してもらおうよう促したり、生活支援コーディネーターが連絡をして相談したりすることとなる。また、類似の団体を紹介することもある。

委員： 生活支援コーディネーターは、お宅に行って、どういうことで困っているのか実際に見て確認するというイメージがあるが、そうではなくて、あくまでも社会福祉協議会にいて、窓口や電話で相談を受けるスタイルということか。

事務局： 現状としてはお見込みのとおり。本来ならば現場に行きたい思いもあるが、今の人数体制では、なかなかそこまでには至ってない。

委員： 何ができるかの一覧はあるのか。相談して断られるとダメージも大きく2回目頼みづらくなる。また、生活支援コーディネーターの人数体制からしても業務の分散になると思う。

事務局： 情報の更新ができていないが、社会福祉協議会の公式ホームページに掲載している。また、現場訪問についても生活支援コーディネーターや社会福祉協議会での課題となっており、やはり個々のお宅の個人の生活課題を地域に出して地域で考

えていくのもこれから必要と考えているため、生活支援のあり方を社会福祉協議会で揉んでいきたいと考えている。

委員：ホームページは高齢者が見ないと思うので、高齢者が行く病院や地域包括支援センター、商店、スーパー、床屋、薬局などにも一覧があるといいと思う。

議題（3）第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援事業委託追加事業所について

事務局より資料に沿って説明し、質疑等特になし。

6. 問い合わせ先

福祉部 介護保険課 保険料係 担当 蛭田
電話 047-712-6403 内線 15505